

税制調査会（第12回総会）議事録

日 時：平成29年10月16日（月）13時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

それでは、第12回税制調査会を開会いたします。

前回総会では、「経済社会の構造変化と納税環境について」ということで、事務局や国税庁、そして、内閣官房から今後の議論の前提となるような内容の御説明をいただき、皆様に御議論いただきました。

経済社会の構造変化に対して税制としてどのように対応していくかという点については、前回を含め、これまでの議論において経済社会のICT化等を踏まえ、税務手続の電子化を着実に進め、納税者利便を向上させることが必要である。あるいはその際、個々の手続を電子化するだけでなく、官民を含めた多様な当事者がICTで作成したデータをデータのまま円滑にやりとりする環境の整備が社会全体のコスト削減の観点から重要である。あるいは個人所得課税については、所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から検討を進めていく必要があるといった御指摘をいただいたところです。

本日は、そのような御指摘を踏まえ「納税実務等を巡る近年の環境変化への対応」ということで、税務手続の電子化等について議論を行いたいと思います。また、会議の後半におきましては「国際課税について」という議題のもとで、国際課税を巡る最近の議論の動向やBEPS行動計画を踏まえた現在の検討状況などを事務局から御説明していただこうと考えています。

まず最初に、財務省、総務省からそれぞれの税務手続の電子化等について御説明をいただき、その後に委員の皆様方から御意見、御質問を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、本日もペーパーレス会議とさせていただいておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、大変申し訳ございませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（カメラ退室）

○中里会長

それでは、早速、議題に入りたいと思います。

まず、本日御欠席の神津里季生特別委員から意見書が提出されておりますので、他の資料と同様に皆様のデスクトップ上に格納しております。適宜御参照いただければと思います。

では、最初に、財務省及び総務省から、それぞれの税務手続の電子化等についての

御説明をお願いします。

財務省主税局税制第一課の大柳企画官、よろしくお願ひいたします。

○大柳主税局税制第一課企画官

国税の電子化部分について、御説明させていただきます。

資料は総12-1「説明資料〔税務手続の電子化等について〕」をご覧ください。

1 ページですが、これは前回の総会で委員の皆様から頂戴した主な御意見を紹介しております。

総論としまして、1つ目、納税者自身で正確な申告をしやすい体制をつくる観点から、計算誤りなどが生じない電子申告の使い勝手の改善が重要である。

2つ目、行政・企業が有する税務に関するデータをデータのまま税務手続にうまく活用し、納税者利便の向上、社会全体のコストの削減につなげるべきではないか。

3つ目、スマホのSNSのように簡便に電子申告を行うことができる仕組みを目指すとか、情報セキュリティなどへの配慮が必要といった御意見をいただきました。

また、働き方の多様化との関係では、様々なタイプの収入を得る方が増加し、税務手続に不慣れな方も含め、確定申告が増加していくのではないかとといった意見がありました。

その他、医療費控除の電子化、法人番号の積極活用、計画的な取組みの重要性などについて、御意見を頂戴したところです。

2 ページをご覧ください。これは政府の成長戦略についてですが、本年の政府の成長戦略におきましても、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進という考え方のもと、IT技術、法人番号、マイナンバーなどを活用しながら納税者の利便性の向上に取り組むことや、事業者側および行政側、双方にとって効率的・効果的な制度・手続を構築するといったことが表現されております。

3 ページをご覧ください。これは6月の税調総会でも御紹介いたしました。大田委員が議長を務めておられます規制改革推進会議の答申で、これを紹介しますと、まず左下ですが、政府全体の取組としましては、各府省は行政コストを2020年度までに20%削減すること等を内容とする取りまとめに沿って行政手続のコストの削減に向けた取組みを進めるということになっております。

他方、国税については、右の欄ですが、別途の数値目標等を設けることとされており、大法人については電子申告の義務化の実現を前提として電子申告の利用率を100%とすること。中小法人については、当局の勧奨や使い勝手の改善などにより、電子申告の利用率について、85%以上を目指すということとされております。

4 ページをご覧ください。これも同じく規制改革推進会議の答申の中の、年末調整についての部分です。まず上の方で、「給与所得者の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられている」と年末調整について評価をされた上で、年末調整関係書類が書面であることに伴う源泉徴収義務者の事務負担につい

て配慮するため、ICTの一層の活用等により、電磁的な方法によって年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて検討するということとされております。

5 ページは、前回の総会で、国税庁からプレゼンがあった「税務行政の将来像」です。この将来像についても今後の検討に際して、一つの参考にしたいと考えております。

6 ページをご覧ください。これは規制改革推進会議で示された行政手続簡素化に当たっての3原則を示したものです。

まず第1の柱が「電子化の徹底（デジタルファースト原則）」です。

2つ目の柱が「ワンスオンリー原則」で、これは事業者や国民が提出した情報については、同じ内容の情報を再び求めないという考え方です。

3つ目の柱は、こういうものの前提として、書式や様式の統一が掲げられております。

税務手続のICT化を検討するに当たり、こうした視点も当然踏まえた上で検討していくという必要があるかと考えております。

7 ページをご覧ください。これは、以上を踏まえ、当税調で税務手続の電子化の御議論をいただくに当たり、事務局として主要課題を整理し、全体的な見取図を示させていただいたものです。税務手続における電子化、データ活用をより一層推進していくためには、場面を4つに分けて整理、検討を行ってはどうかと考えております。

まず「1.」の「納税者から行政への情報提出のデータ化促進」ですが、まずはe-Taxの一層の普及のために、どのような方策が考えられるかということです。

「2.」の「納税者の保有情報のデータ化促進」ですが、税務上保管が必要な帳簿書類について、ICT化を図るにはどのような方策が考えられるかということで、いわば「民」内部の情報のデータ化をどのようにアシストしていくかということです。

「3.」の「行政機関間のデータ連携拡大」ですが、ワンスオンリー化を進めるに当たっては、「官」から「官」への情報の流れのデータ化をいかに拡大するかというのが大事でございます。

最後に「4.」の「行政による納税者のデータ取得・活用の支援」ですが、これは納税者のデータ取得・活用の支援をどのように図っていくかということです。納税者が必要な情報をデータとして取得し、活用できるような環境をどのように整備していくかということです。

こうした4つの場面でデータ活用を進めることにより、中央の矢印のとおり、官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま円滑にやり取りするという状況をつくり出し、その結果、一番下に記載してありますように、「官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上」につなげていくということが重要であると考えております。

以降、この4つの象限に分けて説明を行ってまいります。

9 ページですが、これは納税者から行政への情報提出のデータ化ということで、電

子申告についてまとめたものですが、説明は省略させていただきます。

10ページをご覧ください。これは現行のe-Taxの手続の流れです。

まず事前準備として、市町村の窓口でマイナンバーカードを取得する必要があります。マイナンバーカードには、電子署名を付与する機能が標準的に搭載されており、電子署名とは、暗号化技術を用いて改ざんが行われていないかなどを確認できる仕組みです。続いて、オンラインでe-Taxの利用開始の届出を行っていただき、ID・パスワードを取得します。申告データをそこで作成していただき、電子署名を付した上で作成したデータを送っていただくという形になります。

11ページをご覧ください。e-Taxの利用率を示したものですが、これまである程度堅調に伸びてきました。背景としては、各方面の粘り強い御努力がありますけれども、税制としても、様々な利便性改善策を講じてきているところです。主に電子署名を省略する場面を設定したり、添付書類を電子化して、送っていいとするもの。あとは、そもそも添付書類を省略するというような措置を講じてきているということです。

ただ、足元の状況を見ますと、利用率の伸びが若干鈍化傾向にあるほか、青いグラフが所得税の申告に係るものですが、50%は超えましたが、若干あたま打ち感が出てきており、こうしたことを踏まえると、e-Taxの普及はまだ道半ばの状況にあるということは否めないということです。

12ページをご覧ください。e-Taxが使いにくい理由のアンケートをとってみますと、青色のところですが、電子的な提出が困難で、書面提出になる添付書類がある。すなわち、オンラインで手続が完結しないというようなことです。次に、黄色のところですが、先ほど説明申し上げた電子証明書やカードリーダーの取得が面倒というようなことがあります。アンケートではこういったことが指摘されているところで、それぞれについてどのように対応していくかというのが次の説明です。

13ページは法人税の申告データの提出方法を示したものです。まず、左にありますとおり、申告書、BS、PL、勘定科目内訳明細書といったものにつきましては、e-Taxに送信可能なデータ形式はXBRL等のという形式に限定されているところです。このデータ形式は一応国際的に標準化されたものであり、企業開示、例えば、有価証券報告書などでも用いられているものですが、ただ、企業の経理処理を初めとした普段の業務処理ではあまり活用されていないということがあります。そうしたこともあり、データの変換が煩雑ですとか、データ形式の柔軟化、記載事項の見直し等を求める声があります。

また、下の方の第三者作成書類。例えば、市町村の発行する収用証明書などですが、これについてはPDF形式でe-Taxに送信できるようになっていますが、e-Taxの送信容量が少ないとか、提出方法を柔軟化してほしいとか、提出書類の簡素化などを求める声があります。

冒頭で御紹介しました大法人の電子申告義務化を含めて、電子申告の利用率の引き

上げを図っていくためには、こうした納税者の声を踏まえ、納税者がデータのまま提出しやすい環境をつくっていくことが必要ではないかと考えております。

14ページをご覧ください。次は、本人確認の方法です。電子証明書やICカードリーダーライタの取得に手間がかかるということですが、e-Taxの本人確認については、政府方針を踏まえ、納税者の利便性を確保しながらもオンライン手続のリスクに適切に対応する観点から、電子署名を基本としながら一定の範囲に限ってID・パスワードによることとしております。

15ページは、今、御説明した考え方のもとで、さらに認証手続の簡素化を図れないかということで、平成31年以降、個人のe-Tax利用について2つの具体的な施策を講じることとしています。

現行は先ほどお示ししましたが、ID・パスワードを取得していただいて、さらにマイナンバーカードはICカードリーダーライタを使って送るという仕組みですが、まず1つ目、マイナンバーカード方式です。マイナンバーカードさえ使っていればID・パスワードは一々入力しなくていいという簡素化ができないかということです。この吹出しにもありますとおり、カードリーダについては、先日、内閣官房からも説明がありました。スマートフォンでマイナンバーカードの中身を読み取ることが可能な機種も登場してきて、そうしたものが進めば大分簡便になってくるということです。

もう一つは、ID・パスワード方式というものです。まず税務署に行ってください、事前に本人確認をしていただいた上で、ID・パスワードを払い出すものです。これによれば、e-Taxを利用する際にマイナンバーカードは不要で、ID・パスワードだけで良いというものです。こういった措置を講じようということでございます。

16ページをご覧ください。電子申告の最後ですが、前回ご議論のありました医療費控除の電子化について、御説明させていただきます。医療費につきましては、今から10年ほど前の平成19年度の税制改正において、電子申告の利便性向上策として、医療費に係る領収書の添付省略を可能としているところです。これにより、電子申告の場合は明細書をあわせて送付していただければ、領収書については別途送付する必要はないという措置です。

ただ、その後も医療費控除については1年分の領収書を収集しなければいけないといった負担が大きいという声もあった中で、昨年度の平成29年度の税制改正におきまして、各保険者から提供される医療費通知を活用し、簡便に医療費控除を行うということが制度上可能になったところです。イメージ図のとおり、年明けの平成29年度分確定申告以降は、各被保険者、納税者が保険者のウェブサイトから医療費データをダウンロードしていただく必要がありますが、それをダウンロードしていただいたものをe-Taxにアップロードすることにより、保険診療分については医療費の支払情報が自動的にe-Taxに取り込まれ、自ら明細書を作成しなくても良いということになりました。

ただ、医療保険者側のシステムの改修の都合上、現時点では、このように医療費通知のデータをウェブサイトに掲載する保険者は一部にとどまっているということのようですが、徐々にこうした取組みが広まれば、医療費控除申告におけるデータ活用、簡素化が進むのではないかと考えております。なお、本施策に関連しまして、政府のマイナンバー制度の活用に係るアクションプログラムにおいては、医療費情報をマイナポータルに通知して、医療費控除の電子申告に活用する仕組みも検討するとされており、こうした対応も含め、関係省庁間で一層の利便性向上策の検討が行われるものと考えております。

17ページをご覧ください。納付についても御指摘がありましたので紹介いたしますと、国税の納付手段、口座振替、電子納税、クレジットカード、コンビニ納付といった多様な納付手段を整備してきておりますが、他方、現金納付は全体の76%程度あります。窓口での現金納付は納税者にとって手間がかかる他、税務署での収受についても現金運搬などのコストも含めまして現金管理等の行政コストも生じているところです。グラフのとおり、社会全体のキャッシュレス化が進展していく中では、納付手段の利便性を図りながら、納付のキャッシュレス化についても推進する必要があると考えております。

18ページですが、これは今、ざっと御説明しました現時点での公表済みの施策を一覧にしたものです。

次に19ページ以降ですが、「納税者の保有情報のデータ化促進」についてです。

20ページですが、これは前回お示ししたのですが、グラフのとおり、特に財務・会計分野といったところではICTの活用が大分進んできているという状況にあります。

そこで、税務上はどのようになっているのかというのが21ページです。税務上においては、文書保存の負担軽減を図るという観点から、電子帳簿等保存、スキャナ保存という仕組みを設け、国税の帳簿書類のデータによる保存を可能とする制度が設けられております。ただし、改ざんなどを防止する観点から、保存方法については訂正履歴等の記録が残るといったような要件を設けています。

続いて、当該制度がどのくらい普及しているかということですが、22ページです。年々増加傾向にあるものの、全国の納税者に占める割合を見ると、やはり一部に留まっていると言わざるを得ないというところで、制度創設から約20年が経過し、ICT環境が変化する中では、この制度をさらに利用促進するとともに、企業側の負担の軽減に向けて制度の見直しをそろそろ行う時期に来ているのではないかと考えているところです。

次に、「行政機関間のデータ連携拡大」です。

24ページには、国税当局で取得・保有する税務情報を行政機関の間で情報連携する取組みについて書かせていただいております。国税当局は、他の行政機関に税務情報を提供する局面というのは法令により非常に限定的になってはいますが、国税当

局と地方税当局の間では、法令の規定に基づきデータ連携を積極的に実施しています。例えば、上の囲みの2つ目の、マルにございますが、所得税の確定申告書の情報については、書面で提出されたもの及びe-Taxで提出されたものを含めて全て地方税当局にデータで送信されています。

近年は、一番下の囲みにありますとおり、従来の手続や運用の見直しなども行いながら、さらに進んで、国・地方にワンクリックで書類を一括提出できるような仕組みの整備にも取り組んでおります。

25ページは税務当局以外との情報連携です。ここでは、納税者が他の行政機関から取得して税務当局に提出していただいていた添付書類というものがありますが、これを国税当局が他の行政機関から直接もらうことにより、納税者は書類の添付を省略できるといった取組みです。国税当局で国税の手続で添付が求められている書類の3本柱は上にありますとおり、住民票、登記、戸籍です。

このうち住民票については、①ですが国・地方の連携により、住宅ローン控除等の申告における添付省略を実現し、年間少なくとも60万件ぐらいの住民票の添付を省略しているというものです。

商業登記についても、②ですが、法務省との情報連携により添付省略を進めており、これも年間約10万件強に上ると言われております。

残るは不動産登記と戸籍ですが、不動産登記については、参考にありますとおり、現在、32年度の法務省のシステム更改に向けて検討が進められており、情報連携が可能となる方向です。戸籍については、そもそも昔のものがデジタル化されていないという課題があるようですが、法務省でシステム整備等の検討が行われており、その状況を踏まえて対応を行っていきたいと考えています。

最後、納税者がデータで申告を行いやすいプラットフォームの整備についてです。

27ページの文言は先ほども紹介したものですけれども、28ページの絵をご覧ください。確定申告・年末調整手続の電子化についてです。閣議決定を踏まえ、年末調整のほか、確定申告を含めて電子化を推進していくこととしております。具体的には左側、保険会社、銀行といった控除関係機関から納税者に控除証明書が電子で送られ、それを納税者が簡便なシステムに基づいて控除申告書を作成し、それを雇用主、源泉徴収義務者ですとか、国に提出するというものが検討されているというところです。

29ページをご覧ください。その他の情報配信についてですけれども、これは国税庁の「税務行政の将来像」からの抜粋ですが、マイナポータルですとかe-Taxを通じて納税者の個々のニーズに即した情報配信を行い、申告の必要性に関する気付きを促したり、減免措置の案内、あとはメールでのお尋ねなどもこれで行ったりすることを検討していくとされております。

30ページをご覧ください。

以上の説明を踏まえ、冒頭にお示しした全体的な課題や見取図に最後の方向性を赤

書きで追記させていただきました。基本的に今まで説明しました検討の方向性を記載したものですので、説明は省略させていただきます。

なお、4番のところですが、データ活用の支援という点では、マイナポータル等の新たなインフラの活用も重要な課題です。政府においては、IT国家創造宣言等で掲げられておりますとおり、マイナポータルについて官民の複数の手続のワンストップサービスの実現を目指すこととされているところでして、税務当局としても、今後ともこうした政府方針、マイナポータルの整備、発展状況を踏まえながら、税務手続についてより一層の利便性向上策を検討してまいり所存です。

なお、前回も御意見、御指摘がありましたとおり、税務手続の電子化につきましては、計画的に取り組むを進めるということが重要だと考えております。今日のこれからの御議論も踏まえながら、今後の取組方針を工程表のような形で政府税調にお示しできないか検討していきたいと考えております。

以上です。

○中里会長

大柳企画官、ありがとうございました。

それでは引き続き、総務省自治税務局の川窪企画課長、よろしくお願いいたします。

○川窪自治税務局企画課長

それでは続きまして、総12-3、総務省から提出をさせていただいております「説明資料〔地方税務手続の電子化等について〕」の資料をご覧ください。

目次ですが、地方税の方は総論の後、大きく電子申告・電子納税の推進という1つ目の柱、2つ目には国税・地方税のデータ連携、3つ目にマイナンバーの利活用に地方税当局の保有情報を活かしていくという点、この大きく3つにつきまして御説明申し上げたいと考えております。全体の電子化についての取組方針等は国税と足並みを揃えて進めていきたいと考えております。

それでは、1ページですが、地方税の主な税目として、1ページに記載しているような税目があります。前回の税調でも御説明申し上げましたように、この主要税目の中で固定資産税や自動車税などのように地方団体側から納税通知書を発行して納めていただく賦課課税方式の税が多いというのも一つの特徴です。

2ページですが、政府といたしましては、この行政コスト削減に向けての流れの中で規制改革推進会議の行政手続部会取りまとめとして、地方税についても、これもまた国税と足並みを揃えてですが、法人に関する電子申告の利用率の向上であるとか、また、電子納税の推進に取り組んでいこうということを整理しているところです。

以下、先ほど申し上げた3つの柱に沿って御説明申し上げます。4ページからが電子申告・電子納税についてです。

まず現状としまして、左側、電子申告の方は、法人、いわゆる地方法人二税や個人住民税の給与天引きに関する手続、また、固定資産税の償却資産の申告手続などが主

な柱で、それぞれ5年前と比較いたしますと、かなり件数、利用率が伸びてきています。

この電子申告については、次の5ページに絵がありますeLTAXというシステムを使い、地方公共団体は都道府県、市区町村を合わせますと全国に1,788団体ありますけれども、このeLTAXという、いわばインタフェースになっている電子申告のための地方税システムは全国1個でして、この1つのシステムを通じて申告が電子でできるという仕組みになっております。

この1,788団体の方もここに接続していくということが必要でして、一定の年数をかけて町村まで広まってきており、平成28年度に法人二税であれば245万件という数字が出てまいります。いずれも全ての税目について町村まで、いわば接続サービスの開始は終わっている状況にあります。従いまして、電子申告の世界においては、当面の課題は納税者、特に法人が多いのですが、法人の方々により多く使っていただくという利用率の向上が、今、大きな課題になっているということです。

一方、4ページの右側、電子納税については、納税の場合、地方税ですと、個人の方については先ほど申し上げたように賦課課税が多いということもあり、口座振替がかなり以前から普及しております。それ以外にコンビニ収納やクレジットカード納付のように、個人のお立場で納めやすい方法を選んでいただいております。こちらの方も成果が上がりつつありますし、引き続き多様化を進めていくことが必要だということです。

一方、法人向けにつきましては、4ページ一番右下に22団体というまだ少ない団体数に留まっておりますが、eLTAXと連動して個々の団体が電子納税を受けることができるシステムまで作っているところがございます。個別団体ではなかなかということがございまして、これを全国一斉にeLTAX連動型で納めるシステムを作ろうという話を進めているという御説明を後ほど申し上げたいと存じます。

5ページは今のeLTAXの絵です。6ページをご覧ください。eLTAXを使って地方税で電子的に送信していただいている、あるいは市町村から送信している手続の主なものは、先ほど申し上げましたこの3つです。いわゆる地方法人二税、固定資産税の償却資産の申告、そして、個人住民税の給与天引きに関する手続です。

地方税の場合は、個人所得課税、所得税につきましてはe-Taxで国税の方に電子申告をしていただき、その情報をいただいたり、また、地方税独自で調査をしたりということで課税をしており、eLTAXを使う税目は、ここの送信者のところに法人あるいは個人事業主と書いていますように、基本的には企業や事業主の方がその立場で使うことになっております。そういう意味で、個人の方には少しなじみが薄いかもしれませんが、一方で、提出先が複数の都道府県や市区町村にまたがる税目が多いわけですので、企業の方から見れば、1つのシステムで一度に複数の団体に手続を済ませる

ことができるという意味でのeLTAXの重要性はそれなりに高いものがあると考えております。

7ページは、これまでの手続、eLTAXを通じてどのような手続ができるかというのが年次的に拡大してきたことを示す資料です。法人二税の申告や先ほど申し上げました従業員の方の住民税の天引きに関する手続のほかに、国税連携というバックヤードでの国税との情報交換の仕組みでありますとか、右の方では個人住民税の特別徴収税額通知、天引きをしていただく金額を各市区町村から企業に通知をするものでございます。こちらについても最近電子で行うことができるようになってきているなど、項目が増えてきているという流れを示したものです。

8ページは、現在取り組もうとしている取組内容。主に電子申告の方につきましては、冒頭申し上げたように利用率の向上が課題ですので、できるだけ一度で済む、あるいは入力は1回で済む、あるいは受付時間が広がるといった利便性の向上策に取り組んでいこうとしています。

9ページは、先ほど申し上げた電子納税の方の話で、地方税は納め先が複数です。一方で、電子で申告する際にはeLTAXという一つのシステムに向かって申告情報を流しておりますので、このeLTAXのシステムから、複数の納め先に関する情報をeLTAXがいれば受け取って持つことができますので、その情報に基づきまして、全体のまとめた金額についての納付番号、納付情報を企業の方にeLTAXから通知、お返しをいたします。そうしますと、その番号に基づいて企業からまとめた金額をこのeLTAXの主体である地方税電子化協議会の口座に振り込んでいただければ、そこから先、各市や町にはeLTAXの口座から各市役所の口座に振り分け送金がされるという仕組みを作ろうというものです。

真ん中に平成31年10月と書いているように、2年後の秋にeLTAXの次の全面更新の時期を迎えますので、その時期に間に合うようにこの仕組みを作り込んでいくということに地方団体と共に取り組みつつあるところですので。これは今、申し上げました日程がずれることなく実現するよう取り組んでいこうと考えております。

10ページは、今、申し上げました話以外に一つ残っている課題です。地方税で電子化といった場合、個人住民税の天引き納付をしていただいておりますが、そこで各従業員の方への支払給与から天引きをして納付していただくためには企業の方に、ここでは特別徴収税額通知（特徴義務者用）と書いておりますのが企業向けの通知です。Aさんからは1万円、Bさんからは3,000円みたいな形で一覧表を送るというイメージで受けとめていただければと思います。

一方、赤い点線で書いてございますのは、同じように企業に送るのですけれども、その企業から今度は1枚ずつ従業員の方に渡していただいているという従業員向けの特別徴収税額通知がございまして。これは納税義務者用と呼んでおります。こちらの方は、現在は全て各企業に紙で封筒に入れて送り、それを各企業で従業員に手渡しして

いるということです。この部分を電子化することができないかというのが次の課題です。

11ページは、今、総務省で考えている案のイメージです。地方公共団体や経済界などと相談を始めている段階ですが、この話は、個人にとっては自分の税金がこれだけ天引きされるという納税通知書としての効果ですので、必ず御本人に届くということが必要ですし、現時点ではどうしても紙で受け取りを希望するという方と電子で受け取りを希望する方が混在することが予想されるので、この案は特別徴収義務者、いわば企業ですが、企業単位で個人分を電子でもらうか、紙で全員分をもらうかということを選んでいただき、企業単位で電子でもらった場合には、電子で社内LANなどで御本人に送るケース、またプリントアウトとして御本人に手渡すケース、両方があり得るということですし、企業単位で紙でもらった場合には、どなたにも紙で手渡ししていただくということを考えております。この案は、引き続き各関係者と調整をして、どのような形で実現が可能か探っていきたいと考えております。

続いて、12ページ、大きな2番は「国税・地方税のデータ連携」についてです。

内容としては、先ほど財務省から御説明がありました内容ですので重複した説明は割愛し、14ページにありますように所得税の確定申告情報について申し上げれば、e-Tax申告されたものについては3月17日に、紙申告のものについては4月9日に送信されるということで、それぞれ6月からの納付や天引きに間に合うように5月中には住民税の場合、納税通知や特別徴収税額通知を送るという日程になっておりますが、それに間に合う形で早期に電子データでいただくことができる時代になっていると思います。

15ページからは、「マイナンバーの利活用」という話です。先ほど大きな2つ目のカテゴリーで申し上げましたように、国税・地方税連携の世界においては、いただく情報が多い位置付けになります。もちろん、地方側で名寄せ作業、16ページのような作業をした結果、扶養親族の数に誤りがあったなどの情報があったときには税務署にお知らせする、フィードバックするというのもやっておりますが、総じて税の世界では情報をいただきながら、16ページにありますようにマイナンバーを使って名寄せ合算をして、スピーディーに正確な課税をするということを今、やっております。

その名寄せ合算をする際に、16ページですと右下に二重楕円のような情報提供ネットワークシステムというシステムが書いてあります。これはマイナンバー制度と合わせ、まさに今、作られている、稼働し始めようとしているシステムでございまして、今年7月に試験運用が始まり、今年11月に本格稼働になる予定のシステムであり、この情報提供ネットワークシステムは先ほどの国税と地方税のバックヤード連携のシステムとは別に、地方税も主要なメンバーの一人なのですが、福祉分野を初めとする各種行政分野の間をつなぐシステムとして新たに作られているシステムです。このシステムを通じてマイナンバーをキーとした情報をやりとりするということです。17ペー

ジは地方税当局が課税する際、この情報提供ネットワークシステムを通じて福祉部局などから情報をいただくという場面があります。

主な効果としては18ページにありますように、地方税当局としては、所得の無い方には非課税証明書も出すような仕事を行っておりますし、その方の名寄せ合算した後の最終的な所得がいくらだったのか、税額がいくらだったのかということをして全住民の方について把握する立場にありますので、18ページのように、課税後のデータが情報提供ネットワークシステムを通じて、様々な医療であるとか介護であるとか児童手当であるとか、そのような分野を担当している団体、主体の担当している部局からのリクエストに応じて情報提供ネットワークシステムを通じて即時回答することができるようになってきました。

結果として19ページですが、これは内閣官房のPR資料ですが、マイナンバー制度のバックヤード情報連携が本格稼働することに伴い、これまで住民票や課税証明書を出さなければいけなかった手続におけるそれらの添付が省略できることになるということで、こういった利便性向上の実感をまた国民の皆さんにも感じていただけるようになってきて始めています。特に来年度からが中心になりますが、こうした情報連携の仕事についても誤りなく迅速にできるように地方団体とともに努力していこうと考えています。

地方税からの説明は以上です。

○中里会長

川窪課長、ありがとうございました。

それでは、これまでのところで委員の皆様から御意見、御質問等があればお願いしたいと思うのですが、まず初めに税務の実務家の代表でいらっしゃいます神津信一特別委員から御意見をお伺いしたいと思いますが、最初に御発言をお願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。なお、神津信一特別委員のレジュメはデスクトップのほうに入っていますので適宜ご覧ください。

○神津（信）特別委員

レジュメに沿いまして御提案を申し上げたいと思います。レジュメに記載のとおり3つキーワードがあります。「税務手続の電子化」、「年末調整制度」、「e-Tax、マイナポータル」について御説明をしたいと思います。

まず、「電子申告義務化」についてです。会計処理や申告書の作成はほぼ100%近くICT化されており、それをそのまま提出できるようにすることは企業や税理士にとって、非常に効果的であると言えます。電子申告の義務化については、大法人に対してだけでなく、中小法人についても義務化するのであれば一定の配慮等が必要であると考えますがけれども、原則としてe-Taxにより申告が行えるようにしていくべきとの改革の方針には基本的に賛同したいと考えております。

一方、中小法人です。規制改革推進会議の行政手続部会の取りまとめにおいて、中

小法人については電子申告の利用率85%以上という目標が掲げられております。現状でも全法人の法人税の電子申告利用率が75%以上に達しており、さらに税理士の関与割合が法人に対して約88%ということですから、税理士の代理送信が徹底されれば85%の目標達成は可能であると考えております。そうは申しますものの、税理士会会員に対するさらなる指導を徹底していく必要があるというように考えております。

また、「電子帳簿保存制度等」について申し上げたいと思います。電子帳簿保存制度は、電子的に作成した帳簿データをデータのまま保存することを認めるもので、企業における帳簿保管コストの削減につながることは明確ですので、普及促進に向けた方策を検討する必要があると考えております。その際、制度的な問題が普及の阻害要因となっていないか、使い勝手等を含め企業の実情を含めて、よく研究することも必要であると思います。

また、帳簿の正確性を担保する観点から、変更履歴等のトレーサビリティの確保を図ることも当然必要であると考えております。税務の現状ですが、税務調査があるという現場を想定しますと、普段プリントアウトしない総勘定元帳等もプリントアウトして調査に備えることがあります。この制度が推進されれば、ICT化そのままで企業に余計な負担をかけることがないと考えます。

また最近、AI、特にフィンテック等を用いた会計業務の自動化が普及傾向にあります。ICT化の方向自体には賛同するものの、事実認定や税法の解釈適用などが伴うものであるため、処理の正確性等の確認は変わらず必要になると考えております。例えば、普通預金から10万8,000円の金額が支出されて摘要はAホテルだというような項目があると、通常は旅費交通費等を想定していくと、AIが学習機能で次からAホテルというような普通預金の仕訳が出てくる。消費税と区分した上でそのように学習効果が出て自動的に仕訳ができるというシステムですが、ホテル10万8,000円という仕訳そのものが旅費交通費に該当する場合もあるでしょうし、会議費等の場合もあるでしょう。交際費等の場合も想定できるでしょう。また、役員の個人的な支出というような認定であれば、役員の賞与あるいは貸付金というさまざまな仕訳処理が考えられるわけでして、今後の検討に当たっては、正確性が制度的に担保される仕組みになるよう留意する必要があると考えております。

続いて、「年末調整制度」についての見解を申し上げたいと思います。

我が国は申告納税制度を採用しており、これは全ての場面で強く意識されるべきであると考えます。しかし、現行の年末調整制度を直ちに廃止し、全員が確定申告すべきという意見もありますが、給与所得者等の事務負担や執行上の問題を考慮しますと現実的ではないので、源泉徴収制度と一体的に機能している現行の年末調整制度は基本的に維持すべきだと考えます。

ただし、プライバシー保護の観点から、当事者が開示を望まない事項については、扶養控除、保険料控除申告書の記載を省略して、いわゆる白紙で氏名、押印だけをし

て提出し、確定申告により控除を受けるという運用を引き続き認めるべきであると考えております。なお、平成29年6月9日に閣議決定されました規制改革実施計画に基づき、現在、国税庁において年末調整手続の電子化が検討されていると聞いております。被用者が電子で交付された保険料控除証明書等を活用して簡便に控除申告書を作成し、電子のまま勤務先に提供することができるようになれば、被用者、雇用者を含めた社会全体のコスト削減につながるので、セキュリティの十分な確保を行った上で早期に実現していただきたい項目だと認識しております。

また、働き方の多様化が進展する中、フリーランスの働き手などは手元にある支払調書以外の収入を失念してしまい、結果として申告漏れになるということがあります。このため、原稿料や出演料などがある者の確定申告実務では、源泉徴収義務者から任意で交付される支払調書の写しを使用しているのが実情です。任意でというのは、法定は年5万円以上の支出、支払いがある者は税務署に報告するということですがけれども、その他は不要であり、本人に対して交付されているのは現状では企業のサービスによるものです。そのサービスによるものを多く実務的には使用しているのが実情です。

中期的な課題かもしれませんが、法定調書の本人交付を制度的にも拡充した上で、事業者からマイナポータル等に調書情報を掲載してもらえば、国税庁に名寄せを行わせて、いわゆる記入済み申告書などを発行しなくても納税者自身で簡便に申告を行える環境を整備することができるのではないかと考えます。

最後に、「e-Tax、マイナポータル」について申し上げます。

まず、e-Taxです。平成31年1月から開始が予定されている個人の納税者に係るe-Taxの利用の簡便化により、ID・パスワードによるe-Tax利用が可能となります。これに伴い、なりすまし対策やセキュリティ対策の一環として個人の納税者のメッセージボックスの閲覧は、本人の電子証明書が必要となります。しかし、これは税理士が納税者の情報を閲覧できないことにより税理士の業務に多大な混乱が生じ、結果として電子申告の普及推進の妨げになるなどの問題があります。本件については、既に私どもから国税庁に意見を申し上げており、一定程度の改善策はお示しいただいていますけれども、平成31年1月の実施に向け、引き続きしっかり検討する必要があると考えます。

マイナポータルについては、税理士が業務をしやすい仕組みにすることにより普及が進むと考えます。具体的には、現行、マイナポータルにおける代理人の登録は委任者である納税者と代理人が同じ場所でお互いのマイナンバーカードを使って行うこととされておりますけれども、両者が必ずしも同一の場所にいなくても代理権の設定を可能にするなどの仕組みを検討すべきであると考えます。また、税理士会では、この委任の関係について、税理士が業務として税務代理権限のもと、マイナポータルから納税者の情報を取得しようとするのであれば、当然、その取得する情報の範囲は税務書類の作成のために必要な税務に関する情報に限定すべきであると考えております。

以上です。

○中里会長

税務の実務家ならではの視点、観点からの御意見、御指摘ありがとうございました。
井伊雅子委員、お願いします。

○井伊（雅）委員

高齢者の納税環境の整備と行政機関間のデータ連携拡大に関してです。年金受給者のことが書かれていないので質問があります。年金受給者に関して、現在、日本年金機構が源泉徴収を行っています。年金受給者は年末調整の仕組みがありませんので、自ら確定申告をしていて、紙でもらった源泉徴収票を確定申告書に張って税務署に提出する仕組みになっていると思います。ですから、日本年金機構と税務署がともに国の組織でありながら紙でやりとりをすることになっていて、非常に行政コストもかかり、年金受給者にとってはお金と時間の無駄になっています。

年金機構と税務署が電子的に情報をやりとりすれば済むことで、これは厚労省の審議会などでも何度も今まで指摘されているようなのですが、国税側としては、こういった現状をどう認識しているのか。税法の問題ですから、どうしても厚労省だけではうまく進まないようなので、その点に関してお教えいただければと思います。

○中里会長

大柳企画官、お願いいたします。

○大柳主税局税制第一課企画官

すみません、少し研究させていただきます。申し訳ありません。

○井伊（雅）委員

よろしくお願いします。

○中里会長

複数省庁にもまたがることなので、なかなかここで直ぐという訳にはいきませんので、調査していただきます。

梅澤特別委員、お願いします。

○梅澤特別委員

ありがとうございます。3点ございます。

今、財務省と総務省がおっしゃった全体の方向感については、もう全く賛成なのですけれども、どこまで踏み込むか、どの位のスピード感でできるかというところが大事ななと思っています。

1点目は、これは昨年の税調でも申し上げましたが、個人の所得税であったり、あるいは個人事業主、小規模事業者の通常の納税業務においては、もうスマートフォン、アプリ、プラス必要があればスマートフォンの写真の添付ぐらいで完結するようなプロセスをぜひ考えていただだけませんか。恐らく制度設計でどういう達成目標を持つかによって、できること、できないことという話になると思うのですが、今までの行政

の制度目標は恐らく無謬主義だったのだらうと思います。殊、本件に関しては、特に小さい納税者のセグメントにおいては、自動化による行政効率化と納税者満足度の著しい向上と全体としての捕捉率の維持、この3つがバランスをとればいいのかなど。だから、一件一件の無謬主義というのはそんなに厳しく追求する話ではないのではないかと考えます。

2点目、本人認証の簡素化をさらに踏み込んでいただきたい。財務省の資料の15ページでマイナンバープラスICカードリーダーを持っているか、あるいは自分で税務署に出向き、ID・パスワードをもらえば本人認証ができますと書かれています。これはどちらも結局出向かないといけないわけで、世の中の本人認証の多分最先端では少なくともないだらうと。ここをどれだけ、これは恐らく未来にわたって10年、20年と使っていく制度になると思うので、最も簡素化されて納税者の満足度を最大化できるような仕組みをぜひ考えていただきたいと思います。

3点目が電子帳簿、キャッシュレス化、デジタル化の話です。これも進めるべきという方向性は賛成なのですが、本当に世の中、キャッシュレス化、デジタル化を一気に進めないと社会全体の生産性が上がりません。私もびっくりしたのが、小規模事業者においては財務・会計ですらIT導入が6割しかないということ。これを6割ではなく8割、9割、10割と上げていくことが実は社会全体にとっても大事で、それをやろうと思ったときに、逆にこの税をインセンティブとして使えないかという問題提起です。平たく言うと、電子帳簿で管理をして電子納税をしていたら多少減税をしますというようなインセンティブをつけて、個人事業主や小規模事業者のとんでもない状態をなるべく早く真っ当に、要はExcelをインストールして簡単な計算ソフトを入れれば済む話だと思うので、そのくらいやるのが企業経営として当たり前ですよということの後押ししていくという考え方で取り組めないでしょうかという提案です。

○中里会長

以前にある経営学者の方から、自己認識が本質を決定するとお聞きしたことがあるのですが、目的設定が中身を決めてしまうということですね。目的を少し高めに設定してという、その通りだと思います。

大田委員、お願いします。

○大田委員

規制改革推進会議の答申に沿って電子化を前向きに進めてくださってありがとうございます。感謝を申し上げた上で、2点お願いの発言をさせていただきます。

1つは、国税と地方税、あわせて納税の電子化を進めてくださっているのですが、企業の手続コストの削減でいいますと、さらに税と社会保障の間でも取組みを進めていただけると大変ありがたいと思っています。

もちろん、年金の標準報酬月額と課税対象になる給与は、対象期間ですとか、その他いろいろな点で異なるのですが、ベースとなるのは給与データですから、省

序を越えて入力が入力が1回で済むような、ワンスオンリーができるような工夫はできないか、御検討をよろしくお願いいたします。

2点目ですが、総務省の資料の10ページ、個人住民税の税額通知を企業にし、その企業から書面で従業員に通知するというチャートです。全国に事業所やグループ企業を持つ大企業の場合に、これがどれだけの労力とコストを伴っているか、私も現場を見せてもらって啞然といたしました。全国の自治体からいろいろな形態で送られてくる税額通知を子会社や部署ごとに割り振る。封筒を切るだけでも大変です。このために何人ものアルバイトを採用して取り組んでおられる。その税額通知をさらに従業員に書面で通知しなければいけない。これは多くのグループ企業を持つ場合は、個人に直接送付することになりますので相当の負荷になります。そもそも企業が天引きで税を徴収する役割を担うのはやむを得ないにしても、税額を個人に通知する役割までなぜ企業が負わねばならないのか、考えてみれば不思議なことなのです。今、副業がだんだん広がり、転職も多いですから、本来は徴税当局が税額を通知してしかるべきだと思います。

御説明いただいた総務省の案は、この色々な問題を電子化によって一挙に解決しようという案だと思いますので、ぜひ10ページの一番下に書かれた規制改革実施計画のbに書かれていますように、「マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。」これは今年検討して「結論を得次第、速やかに措置」ということですので、ぜひこれをいつまでにどうやって実現するのか、具体的な工程表をよろしくお願いいたします。

○中里会長

大田委員、ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

大田委員からも御指摘があったので、総務省の方からですが、特別徴収税額通知ですが、総務省の資料の11ページがある意味、当面の間、既存の制度を前提にすればeLTAXを活用するとしたらこのやり方しかないのかもしれないのですが、これは最終形になるかどうかと問われると思うのです。というのは、やはり紙媒体を残しておくのはまずいだろう。最終的には全ての納税者が電子的に納税通知を受け取る、全ての事業者が最終的には電子的にやりとりをする、それが最終形にならないといけないのだと思うのです。

だから、例えば今、フリーランスの話が出ましたけれども、果たして事業者が従業員に対してこういう通知をするのが最終的に生き残るモデルかどうかと問われると思うのです。だから、マイナポータルの活用とか、そういったものも視野に入れての工程表ということであれば、せつかく国税庁で「税務行政の将来像」をこれからの10年と言っていますので、今後10年において、これを最終形としない形でどうやって電子

化の徹底を進めていくか考えたほうが良いと思います。当面の措置として、これはフイーブルだというのは分かるのですが、最終ゴールにされてしまうと、かえっておかしな仕組みというか、紙がそのまま残るということになってしまうと思います。

今回、私が個人的に良かったと思っているのは所得情報の共有で、これを福祉に活用しようというのは非常に良いアイデアだと思います。特に、ほとんどの国民は納税ではなくて、こういう福祉で利便性を感じるといいますので、やはりこの辺に所得情報が活用できる、だからICT化を進める価値があるのだということは国民に対する強いメッセージになると思います。

ただ、この福祉関係で今後考えなければいけないのは、所得情報だけではなく、固定資産であるとか金融資産であるとか、こういった情報が例えば、本来は保険料の減免であるとか、あと介護とか医療の世界で言えば、高齢者の自己負担のあり方です。そこにも関わってくると思うのです。ですから、今回は所得情報ですけれども、登記のICT化とも関係ありますし、マイナンバーの利用の拡大に関わる話なので、法令の改正も伴うと思うのですが、やはり固定資産の情報、金融資産の情報、これらもきちんと名寄せして、いざとなったら福祉関係で活用できるという道筋は作っておいた方が良いのかなと思います。

財務省の議論で出てきた、先ほど梅澤特別委員から指摘がありました本人確認なのですが、これは何やかんや言って本人が税務署に行かなければいけないというのはさすがに手間だと思うので、これは自治体でやってくれないのかなというか、自治体に代理でこういう本人確認とか、もし立ち会いがどうしても必要だということであれば、これも1つかないと思います。なぜ私がそう言うかといえば、パスポートがそうなのです。パスポートは発行業務、法定委託事務で自治体が行っていますけれども、実際あれば、1回は本人が行かないといけないので、それはまさか国に行くわけにいきませんので、結果的には大半は地元の役場に行って本人確認してもらっていますので、こういった道筋をもう少し考えてみてはいかがでしょうかというのが提案です。

参考資料に、インボイスの話が少し出ていたのですが、説明が無かったので、これから新しい制度を入れていくのであれば、電子化が絶対だと思います。紙で中途半端にインボイスを入れるとまたおかしなことになりますので、今後、もしインボイスを入れられるなら、初めから電子を前提にされてはいかがでしょうか。先ほどの梅澤特別委員の話ではありませんが、やるなら一挙にやるしかないということだと思います。

あと医療費控除の話、非常に電子化を進めて便利でしょうということですが、ただ、実際は医療費控除の場合はタクシー代などの交通費も一部入りますし、OTCも入りますね。ここはこれから制度設計のところで考えなければいけない話だと思うのですが、やはり電子化、デジタル化を前提にした制度設計はあっていいと思うのです。デジタル化できるものを経費として認めると言う失礼ですが、要するに正確性を期す。な

ぜこういう控除を実額でやるかという点、それは正確性を期したいからです。正確性を期すという点において、デジタル化が一番良いわけです。それが無理だと、例えば、サラリーマンの経費とか、正確を期するのが難しいものは、いわゆる概算控除になるわけです。ですから、正確性を期すべき控除は電子化で、できないものは概算控除というような形での制度設計のあり方にもこれは関わってくると思います。

今回は納税環境なので何となく制度は関係ないと思われがちですがけれども、そうではなく、これはきちんと電子化を進めていくプロセスの中において、それを制度にフィードバックさせるということがあっていいのではと思いました。

○中里会長

ありがとうございます。

田近委員、お願いします。

○田近委員

電子化を通じる納税環境の整備ということで、今年、韓国に行かせていただいて、その時の経験を踏まえて、細かなことというか、制度の施行をどうするかということ念頭に置きつつですがけれども、今日は論点の大きなところを整理させていただきたいと思うのです。

まさに佐藤委員が言った、これは印象ですが、電子化と言うと、では、できない人はどうするのだという話が必ずあって、その人たちに対してはきちんと手厚くバックアップしますよということをおこなないと国民になかなか受け入れてもらえないというのは韓国でも出てきました。

論点ですがけれども、まず一体、電子化を通じる納税環境の整備で何がゴールなのかということで、財務省の資料の5ページ。これは国税庁の作ったものですが、「税務行政の将来像」ということで、これはそれなりにこれからやっていくことのゴールを分かりやすく示していると私は思うのですけれども、税務行政をスマート化するためには2つの柱がある。1つは、納税者の利便性、もう一つは課税・徴税の効率化。今日、これは脇に置いて、納税者の利便性をどう向上させるかというのは、それぞれの人に家、土地取引をしたらこういうことがありますよというような情報を流す。税務相談の自動化。要になるのは申告・納税のデジタル化の推進、ここをどうするかということで、国民等に示すのは、まず我々がこれで利便性をどう高めるかです。

次が7ページ、大柳企画官から説明していただいて、それはそれで良くできていると思うのですけれども、これで国民に分かってもらおうと思っても、なかなか理解、コミュニケーションができない。提案の第1ですがけれども、議論を個人と法人に分けて、それぞれの納税環境がどうなっていて、その利便性をどう高めるか。法人は非常に専門の人たちの議論で、法人税の申告書、帳簿の話等を別建てで議論して、次に個人の話、これが第1点目。

次に、28ページですがけれども、これは神津信一特別委員がおっしゃった年末調整の

話で、私も電子納税で一挙に年末調整を飛ばして確定申告に行ければいいという議論は乱暴過ぎるかなと思います。年末調整を大切にするとということで、では、国民とどう対話するのかということで、今の年末調整がどう便利になるのか。この絵を見ると、左の方の控除機関からデータをもらって年末調整の控除データとして使う、そういうところですか。これが電子化されると、それは良いですね。e-Taxのところマイナポータルを開けるとずぼっと入ってきてくれると更にありがたい。

その絵ですけれども、そうすると、この右側の矢印は雇用主に行くはずですね。この情報が雇用主に行って、雇用主が源泉徴収したデータが今度は納税者にフィードバックされる。そして、その上に国税当局がいる。国税当局と雇用主が一緒の絵でないと思ふのです。2番目の提案は、年末調整を例にして、どう具体的に利便性が高まるのかを示してもらいたい。

この絵で言うと、国税当局が納税者にどういう情報をフィードバックしてくれるのか、これも重要だと思ふのです。これは一方的に控除申告書がデジタルにつくられて雇用主に行った。雇用主が源泉徴収した。その情報が戻ってくる。同時に、今度、国税当局と納税者との情報がどう関係しているのか。これが第3点目です。

最後ですが、その点に関して地方税と絡むのですが、現在、雇用主から国税庁に提出される源泉徴収票の基準額というのは500万円超になっています。ところが、地方は同じ源泉徴収票が給与支払報告書ということで、これは全て地方に提出されている訳ですね。地方は5月の賦課徴収に間に合わせるために全国1,700以上の市町村で手分けして、全部このデータを入力するのです。ところが、国税は、今、言った形になっている。ということは、先ほど申し上げたように、国税から全ての国民の方に情報をフィードバックするとき、私の理解では現状ではできないわけです。源泉徴収票の提出が500万円の基準になっていますから。だから、まず見直すべきことは、やはり源泉徴収票のデータを悉皆で国税庁に集めて、そして、そのデータが結果的には個人にフィードバックされるようにすべき。同じようなことが支払調書になります。

言いたかったのは、何がゴールなのかを国民に分かりやすく示すということ。個人と法人は最初から分けて議論してもらった方が分かりやすい。年末調整に関して、28ページの図をもっと分かりやすく描いて、こんなに便利になることなのかというのを分かるようにしてもらいたい。国税から個人にフィードバックされる情報をどうするか。その意味で、源泉徴収票に関しては事業主から全部国税に行って、国税が管理できる体制が必要ではないかというのが私の意見です。

○中里会長

ありがとうございます。

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

今までのお話でほとんど出ているのですが、今、田近委員がおっしゃったとおり、

個人と法人を分けてもう少し分かりやすくできないかということと、法人については、法人の階層がありますね。中小零細と大企業と、全く違うのです。それについてどう考えるのかという話。

先ほど梅澤特別委員からもお話があった通り、神津先生は税理士さんに任せればいいのではないかと。私もそう思っていたのです。商工会議所でそういうお話をしたら、「田中さん、そうは言うけれども、実際の企業のPCを使っている率はもっと低くて、30%ぐらいだ。それと表計算を15%ぐらい使っている。」と。こういう人たちに対してどうするのかという話で、インセンティブをつけるという話もそうなのですが、今、このソフトから直接、電子申告につながらないのです。これをどうするのかというのも問題になっている。

今、既にコンピュータを使っている人、簡易に使っている人に対しても何か考えなければいけないし、使っていない人についてどうしたらいいのかということも考えなければならない。その辺のお話から言うと、先ほど佐藤委員の発言にもあったインボイスの電子化が必須だと、私もその通りだと思うのです。ですから、本当にできるのかと思うので、では、それをどう考えていくのかということがとても大事だと思います。

今の免税事業者の話も、そういう手続をお互いに目をつぶろうというような線引きをしたのではないかと。それはズルをしているとか、そういうように言われて全部細かいところまで出せというような話になっているような風潮があると思っっているのですが、そのまま全員電子化でないとインボイスをクリアできないというようなお話につながるのも、また少し極端過ぎるかなと思って、この辺も一考する必要があります。

各人に対してどういう情報が使われるのか。どういう情報が使われて、それについてどういうメリットがあるのかということを示す必要があると思います。省庁を越えてという話は、特に企業にとっては税と社会保障の処理はダブルになってきますので、やはりこれもワンストップオンリーにしていきたいと思います。

○中里会長

実態把握、重要ですね。

土居委員、お願いします。

○土居委員

まず、今までの議論を伺っていると、マイナポータルがどこまで普及するかが今の時点でなかなか確たることが言えないということで、奥歯に物が挟まったような議論になっているし、逆に、デジタル化を進めるべきだという多くの委員の方からは隔靴搔痒だというようなことなのだろうと思います。

財務省、総務省ともにマイナポータルの普及がどれぐらい、いつまでに進むかということが分からない中でも進めなければいけないのだということで今日のような御提

案になったのだらうと思いますので、そこはある意味で現時点、2017年10月という時点では、やむを得ないところがあると思います。そのマイナポータルがどれぐらい普及するかが分からないけれども、電子化を進めていくのだということで次善、セカンドベストの策としてどのようなやり方が考えられるだろうかということで御提案があったと私は受け止めたいと思います。

その上で、ただ、そうは言っても、マイナポータルはいずれ普及するだらう。普及したらどうするのだということを中心に考えるべきだということも忘れるべきではなくて、ある意味で2段階ということになるかもしれませんが、最終的に目指すべきところは究極の電子化が進むということを目指したいところでありまして、田近委員がおっしゃったように、電子化に対応できない人はどうするのかという話があります。私はこの政府税調でフランスに現地調査に行かせていただいたところで、フランスの例を承ってなるほどと思ったのは、原則、電子でしか受け付けない。電子の提出、申告に対応できない人は税務署まで来ていただいて、そこで端末をたたいていただければ、そこから電子で申告できるということで、究極的には紙では受け付けないということを中心として、けれども、紙類似のものでしか提出できない人は窓口で対応しますという形に一時的にすることで、決して電子化に対応できない人を排除しているわけではない。けれども、行く行くは電子に慣れた方が一々出向かなくてもいいし、手間が省けるしということ、身に染みてお分かりになるのだらうということなので、やはり紙ではなく電子の方が良いかなというように気持ちを変えていただくというような誘導もできるのではないかという意味では、いかに民間に電子で対応してもらえるように促すかということよりは、原則、電子でしか受け付けないということにして、その電子化に対応できない人には窓口で対応するというようなやり方もあり得ると思います。

その上で、マイナポータルがまだどこまで進むか分からない前提でこの議論を私なりに考えたところ、総12-1の財務省のオンライン化の話でありまして、13ページにオンライン化の対応ということでデータの提出方法の話があります。確かにデータの提出形式については、本当は1つに定めた方が良いでしょうけれども、今の実情としては必ずしもそういう状況ではないということですから、提出可能なデータ形式の柔軟化は必要だと思います。

さはさりながら、総12-1の24ページ、25ページに行政機関間の情報連携という話もあり、電子申告の提出可能なデータ形式を多様化するということになりまして、逆に行政機関間の情報連携がやりにくくなって、規制改革推進会議で提起されたワンストップの原則や書式・様式の統一という原則から乖離する可能性もありますし、さらにはセキュリティ上の問題も生じるかもしれないようなので、やはりある一定のデータ形式の縛りは必要ですが、現状の民間のニーズに応じながら提出可能なデータ形式をより良い形で柔軟化することは必要だと思います。

もう一点は、税務手続の電子化に関連するところですが、デジタルデータをデジタルデータのまま円滑にやりとりできるということは、官民を含めて省力化、社会全体のコスト削減につながるものだと思いますから、これは積極的に進めるべきだと思いますし、さらには企業の生産性の向上にもつながるという意味では、民間側にも果実が享受できるということで積極的に理解を浸透させる必要があると思います。

最後に、総務省の特別徴収の話ですが、先ほどから何人かの委員が言及されておられるのですが、私の意見として申し上げたところに基づけば、確かにマイナポータルがまだ普及していないというか、税務上どれほど多くの人に使ってもらえるかわからないという状況では、この案は妥当な案ではないかと思うのです。ただ、行く行く、将来的にはということを考えて、紙を紙のままいつまでもどうぞというわけにはいかないの、ある意味で期限を切つてとか、ないしはマイナポータルの普及が何%ぐらい進んだらこういうやり方でない別のやり方を導入するとか、そういうようなことを考えるという2段階の構え方というのはあっても良いのかなと思います。

ただ、やはり賦課課税方式の税ですから、特別徴収税額通知は必須で必ず納税者に対して通知をしなければならないものだと思います。この手続が省かれることはあってはならないと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

沼尾委員、お願いします。

○沼尾委員

それでは、簡単に3点申し上げたいと思います。

まず1つは、こういう形でデータを一元化していくということについてです。あと行政機関間のデータ連携ということについて申し上げたいと思います。

私もこの4月にアメリカ、カナダを視察させていただいたのですが、その際には、アメリカ、カナダの場合には、それぞれの省庁ごとに責任を持ってデータを保有しつつ、例えば、税のデータと社会保障のデータをすり合わせる必要がある場合には、徴税当局の側が社会保障省からデータをもらって、それを社会保障ナンバーで紐付けした後に、それで全部処理が終わったら、もらったデータを全て消去するという形がとられていました。つまり、それぞれの省庁が責任を持って、自分たちが管理しているデータとももらったデータについて取扱う。その取扱いについては、それぞれの省庁間とか組織間である種の契約を結んでいて、非常に明確な形で責任の所在が置かれているというのが印象に残りました。

今回は、情報一元化のメリットですとか連携拡大というようなことは書かれていますが、では、それをそれぞれの省庁がデータとして入手したときに、当然ですが、色々な形で作業をしたりすることがあると思うのですが、最終的にそこで出されたデータや、処理をしたデータの取り扱いというのは、どこの役所がそれぞれどのように責任

を担うのかというところを明確にしておく必要があると思いました。

特に一元的にマイナポータルということで、これは内閣官房が行うというお話だったのですけれども、当然社会保障のものもあれば税のものもあったり、福祉のもの、自治体が管理しているものというのがあったときに、それを一元化していくことによって、色々なことが起こり得る。さらに、カナダ、アメリカで伺って非常に印象深かったのが、データというのはその都度劣化をしていく。だから、それが例えば1カ月後、2カ月後、3カ月後になっていけばすぐに数字も変わっていくものなので、もらったときのフレッシュなもので処理をした後には、すぐに劣化してしまう。そういうことを考えたときに、今回、一元化ということでは言われているのですけれども、行政機関間でデータを連携していくことに伴って様々な取扱いですとかルールを決めておく必要があるのではないかと。そこを明確にしておくことが、将来の例えば国民に対する説明責任を果たす上で大変重要ではないかと思いました。

2点目としては、むしろシステム開発を行っている民間の業者との関係です。マイナポータルについては恐らく内閣官房がどこかの業者との関係でシステムを開発しているのだと思うのですけれども、これはアメリカで非常に印象深かったのは、確定申告に関するデータを民間の複数の企業がソフト開発をして、その中で徴税当局、IRSの方で認証したものについて認証シールを貼って、その中からそれぞれの人たちが自分の使いやすいソフトを使用していく。そこで競争が起こることによってどんどんそのソフト自体の使い勝手が良いものが開発されていくということでした。ところが、日本の場合、これはそれぞれの省庁がそれぞれの責任で恐らく業者と契約をして開発をする。そうすると、個人所得税の今のICT化も5割ということなのですけれども、そのシステム自体の使い勝手が極めて良くないということがあって、そういうところをより使い勝手の良いソフトを開発していくための仕組みを民間業者との間でどのように構築していくのかが問われていくだろうと思いました。

関連で3点目を申し上げますと、非常に懸念しているのは、一旦こうしたシステムが作られてしまうと、そのシステムは、その時点の制度を前提として作られていますから、例えば、税制上の改革課題ですとか、極論を言いますと給付付き税額控除の議論が出てきたとか、自治体などで課税自主権を行使したいというようなことが出てきたときに、その制度を変えることは、その膨大なシステム自体を改修しなければいけないという追加的なコストが発生することになります。そうすると、租税原則で言うところの公平、中立、簡素という点では、公平性を考えた税制改革を考えていこうとしたときに、簡素という視点に立てば、システムの改修費が膨大にかかる税は徴税コストを増やすもので望ましくないということにもなります。こうしたことが、今度、制度を考える場合の一つのファクターとして入ってくることになります。

そのコストを考えたときに、本当に大きいシステムを作ってしまったって、これはやりたいたけれども、システムを変えるのは大変だよという話になってしまい、あるべき

税制の議論ができなくなってしまう事をとて心配しており、そのあたりも含めて、柔軟なシステムを開発できるのかとか、システム開発のコスト自体をどこまで公共部門が担うのかということも含めた議論をぜひ一元化ということを考えるのであれば検討していただきたいと思ったところです。

○中里会長

ありがとうございます。

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

既に他の委員の方が発言されているところと一部重なると思いますが、発言したいと思います。

財務省資料の15ページ、e-Tax利用の認証手続の簡便化についてです。確かに1番、マイナンバーカード方式と2番のID・パスワード方式という2つの方式をそろえたということは国民の利便性にとっては良いと思うのですが、大きな流れとしては、やはりマイナンバーカードを普及し、マイナポータルを普及するというのであれば、1番と2番のうち、1番に国民を誘導していく、そしてまた1番の方が便利だということ国民にアピールしていくことがより重要だと思います。

当面はまだ取得されていない方もいらっしゃるから2番の手当ても用意するというのは仕方がないでしょうけれども、やはり最終形はマイナンバーカードを使って利用しやすいようにする、そういった方式に、より国民を誘導していくことを求めたいと思います。

これに関連して、e-Taxの利便性を高めるために、まだ環境整備は足りていないということで、様々な整備を急がなければいけないということで、18ページに今後の計画が書いてあります。e-Taxの送信容量の拡大等、30年の実施に向けて検討と、かなり抑え目に書いてありますけれども、やはりこれは来年度、確実に実施できるものは実施して、スピード感を持って対応していただきたい。これに限らず、様々なことを一気に進めていかないと電子化は進まないということは、他の委員の方と私は意見が一致しております。ですから、ぜひスピード感を重視して工程表を考えていただきたいと思います。

もう一点は、総務省資料の16ページにある情報提供ネットワークシステム。これは先ほど沼尾委員の発言とも若干絡むかもしれませんが、このシステム、大分有望、魅力的なシステムだと期待しております。一方で、システムができて本当に国税と地方税と、あるいは様々な社会福祉関係との連携がどういう形で実現していくのか、大変興味を持っております。期待は大きいけれども、本当に使い勝手のいいシステム、どの機関も利用できるようなシステムにしていきたいと思っています。

○中里会長

ありがとうございます。

さまざまな質問、御意見、ありがとうございます。

高田委員、お願いします。

○高田委員

今回の、電子化というものを政府税制調査会で取り上げるのは私もとても良いことだと思っています。国の意思として成長戦略としてこういったものを進めていく、特に政府にとっては行政コストということだと思えますし、また、企業、日本全体として見ると、生産性向上という意味で、今の日本がまさに必要としている、こういったものもやはり考えて対応していくのだというような発想が非常に重要ではないかと思っています。そういう意味では、政府と税だけではなく、今回、もちろん税が出発点にはなっている訳ですが、社会保障であり、また、省庁を越えて、国・地方を越えて、税、年金、社会福祉、医療というのでしょうか、こういったものを一体として捉えていくというのが非常に重要なので、こういった場をどんどん盛り上げていくことが必要です。

そのためには、何人の委員からも出ておりますが、マイナンバー、マイナポータルを通じたところが実際問題として、このマイナンバーを持っている人自体がまだまだ少ないということを考えますと、いかにインセンティブを高めて、この数字を高めていくかが非常に重要で、それには私は3つあると思っています。1つは、こういうものに対するリテラシーをいかに高めていくかということ、場合によっては学校教育も含めて対応していくということが重要ではないか。そのためのリテラシーをこの電子化ということを挙げて対応するということ。

2番目は、もしかしたらインセンティブ付けが必要なのか。先ほど梅澤特別委員から減税という意見がありましたが、場合によってはこれを進めた場合に対しては何らかのインセンティブみたいなもの、例えば、ポイントみたいなものでもいいのですが、付与できるとか、そういったものも含めた対応が考えられないかどうか。

3番目に、こういったものを国として進めていくのだという工程表だとか、目標値みたいなものを色々な分野をくぐりながらも全体的に示していくというのはとても重要ではないかと思っております。私、たまたま2年前にエストニアに行ったのですが、それでもあそこまで電子化が進んだというのは、まさに国の意図を感じるというのでしょうか、そういう観点からしますと、国の計として、今、第四次産業革命と言われている時代の中で、これにいかに乗り遅れることなく日本が対応できるかという発想をかなり持っていくことが重要ではないかと改めて感じる次第です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、後半の「国際課税について」に入りたいと思います。

これまで政府税調の総会などにおきましては、OECD租税委員会などにおけるBEPS行

動計画に関する国際的な議論の内容などについて、その進捗状況に合わせて国際的な動向やBEPS行動計画に基づく国内法の整備状況等について皆様に詳しく御説明するとともに、御議論いただいております。本日も国際課税を巡る最近の議論の動向やBEPS行動計画を踏まえた現在の検討状況につきまして、事務局から御説明をいただくとともに、皆様に御議論をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、主税局の細田国際租税総合調整官、お願いいたします。

○細田主税局国際租税総合調整官

総12-5の資料に沿って御説明をさせていただきます。

本日、BEPSのその後の進展ということで、最初に国際的な動きですとか議論を、続いて国内における議論について御紹介をさせていただきたいと思っております。

3 ページをご覧ください。BEPSプロジェクト、この資料で何度か御説明させていただきましたが、大きな柱が三つあります。一つは、Aのところですが、実質的な課税を行うということで、このBEPSの勧告をしっかりと導入していくということです。次にBのところですが、情報交換等をしっかりと進めていくことで、それを支える税の透明性を向上させていくということです。最後にCにありますように、新たな制度が導入されていく中で企業の不確実性をどのように排除していくのか、ということです。これら三つの事項につきまして、それぞれ進展があるということです。

4 ページです。このBEPSの実施をコミットした国々で集まっておりますインクルーシブフレームワーク、包摂的枠組みですが、昨年6月に発足したときの参加国は46カ国でしたが、足元では102カ国・地域まで拡大をしまして、途上国を含めてその動きが広がっています。

5 ページですが、左側のBEPSについては、100カ国以上に増えました包摂的枠組会合の中で、このBEPSの実施状況についてフォローアップを行っていく、また、残された課題について議論を行っていくということで、年2～3回の会合が行われている状況です。

右側の税の透明性・情報交換の関連ですが、これも今年の春、パナマ文書の話が出てからかなり注目を浴びまして、G20などでも議論となりました。特にその中で非協力的な地域を特定すべきではないかという議論になり、G20で具体的な客観的基準、例えば、要請に基づく情報交換をしっかりと実施しているか、自動的な情報交換にきちんとコミットしているか、情報を交換するための条約にきちんと署名しているかという基準を設定し、OECDで審査を行い、今年の7月、ドイツで行われたハンブルグサミットに非協力的地域に関するレポートが提出され、1カ国が非協力的地域として特定されました。今後、このような審査結果を受けて、状況の改善が見られない国に対して防御的措置をどうとっていくのか、また、こうしたリストを改訂していく、基準を見直していく、といったことが議論されていくということです。

情報交換の関連では、税務当局間で非居住者の金融口座情報を自動的に交換する取

組、いわゆるCRSの初回の自動的交換が9月に開始されました。日本では平成27年度改正で対応していますが、日本は第2バッチであり、2018年からこの自動的交換を開始することになっており、来年9月までに100カ国以上の国々でこうした自動的情報交換が始められることになっています。

こうした国際的な議論をトピックとしてまとめていますが、6ページのハンブルグサミットのコミュニケです。いくつか御紹介をさせていただきます。

2行目から3行目にかけて、BEPSの実施コミットを国際的に再確認しているということや、今、申しあげました共通報告基準に基づく金融情報の自動的情報交換を推進していこうということが記載されています。

また、5行目には、税の透明性ということで、先ほど申しあげましたリストの話ですとか防御的措置をしっかりと検討するようというようにも記載があります。

下から5行目は、BEPSなどを実施していくに当たって、開発途上国の税に関する能力構築は重要であり、G20でも支援していこうということです。

新たな議題として二つ御紹介させていただきたいのは、下から4行目のところにあります税の安定性の点、経済の電子化の点です。税の安定性につきましては、BEPSで新しい制度が導入され、先進国だけでなく、途上国も含めてBEPS合意を導入していく中で、企業の予見可能性を高める努力も必要であり、税の安定性を高めていく努力をG20ですべきではないかということで、今年の3月にIMFとOECDが共同でレポートを作成し、今後もこのフォローアップを行っていくということになっています。

また、経済の電子化への対応ですが、消費税につきましては日本においても平成27年度改正で対応しており、OECDでも一定の方向性は出ておりますが、一方で、所得に対する課税につきましてはBEPSの報告書においても、当面、既存のBEPS措置で対応するというようになっており、電子経済の今後の発展が国際課税にどのような影響を与えるのかということを見て、2020年までに報告書をまとめることになっていました。こうした中で、ドイツからも提案がありまして、G20において経済の電子化についてもしっかり議論し、来年春までに中間報告をまとめることになっています。欧州でも今、色々と議論が行われていますので、こうした議論と合わせてOECDにおける議論が進んでいくものと思っています。

こうした国際的な議論ですが、私も出席してまいりました週末のG20でもBEPSへのコミットなどの議論が同様になされていました。これが国際的な議論の状況です。

続きまして、国内での議論ということで10ページ以降に進みたいと思います。

BEPS行動計画15では、このBEPS防止措置のうち租税条約に関する措置を租税条約に反映するための取組みということで、BEPS防止措置実施条約を取りまとめたということです。世界中の租税条約は3,000本以上ありますので、BEPS防止措置を反映するため一つ一つの租税条約を改正するのは大変です。そこで、多数国間条約を策定して、これを各国が批准することで、多数の租税条約にBEPS防止措置を一挙に反映していこ

うということで、昨年11月に交渉がまとまり、今年の6月に、日本を含めて67か国・地域が署名を行い、現在では70か国・地域がその署名をしているという状況です。

11ページにその内容が記載されています。青枠にある行動2の各国の税法上の取扱いの違いを利用した措置への対応、行動6の条約濫用の防止、行動7の人為的な恒久的施設の認定回避の防止、行動14の紛争解決メカニズムに関するBEPS防止措置を1つの多数国間条約により、多数の租税条約に反映していこうというものです。このBEPS防止措置実施条約については、今後、国会で御承認をいただくことになりまし、それに伴って国内法を見直していく必要があるかどうかを検討する必要があると思っています。

その関係で、このBEPSの行動7の恒久的施設の規定ですが、これについては国内法にも関連する規定がありますので、私どもは検討が必要であると思っています。この恒久的施設については、外国企業が日本に進出して事業を行う場合、日本国内に支店などの恒久的施設がないと、この外国企業の事業利得には課税できないという原則、いわゆる「恒久的施設なければ課税なし」と言われている原則があります。ただ、実際に企業が外国に進出するに際して、このような恒久的施設に当たらないような契約や進出形態にすることによって進出先での課税を免れようという動きがあるということで、BEPSの議論の中で恒久的施設の定義の修正が勧告されています。

12ページに具体的な内容として例を二つ入れております。一つ目が、外国に進出する際に、支店を作らずに、代理人を用いて販売委託契約を締結するという形で進出した場合に、恒久的施設が認定されないという例です。そうしたときに、代理人が企業の名前で契約する場合だけではなくて、代理人の名前で契約している場合であっても、企業の物品を販売する契約等を結んでいる場合には、恒久的施設を認定できるようにするという事です。二つ目は、例②にありますように、OECDモデル租税条約の現行の規定ですと、例えば、倉庫において行われる活動が商品の保管・展示・引渡しのみである場合には、どのような状況であっても恒久的施設に当たらないということでしたが、事業の形態が変わっていく中で、倉庫の位置付けもいろいろ変わるであろうということで、その施設を通じて行われる活動が事業の本質的な部分を構成している場合には恒久的施設を認定し、その活動が事業にとって準備的・補助的な性格のものである場合に限って恒久的施設を認定しないとする改正を、行動7は勧告しているということです。

13ページですが、このような国際的な流れを踏まえて、そのような規定が盛り込まれているBEPS防止措置実施条約に日本も署名していますし、また、日本が締結した最新の二国間租税条約にもこうした措置を取り込んでいるという状況にあります。

他方で、国内法においては、昭和37年度改正で導入された規定がおおむね維持されており、BEPS行動計画で勧告されたような対応はできていません。こうした中で、国際的なスタンダードとなっている恒久的施設認定の人為的回避の防止措置を踏まえて、

国内法についても検討していく必要があるだろうと考えています。

BEPSの関連では、これ以外にもいくつか課題が残っています。17ページです。これは昨年11月、政府税調で国際課税に関する論点を整理いただいたものです。内容は四つありまして、一つは外国子会社合算税制です。これにつきましては、平成29年度改正で対応しており、来年4月から実施ということになっています。そして、残りの三つですが、これは下にもありますように、与党の税制改正大綱の補論でも同じように論点として御指摘をいただいています。具体的には移転価格税制の中での特に無形資産を評価するための所得相応性基準、過大支払利子税制、タックスプランニングの義務的開示制度の三つが残された中長期的な課題ということで御指摘をいただいているということです。

簡単にそれぞれについて触れますと、移転価格税制については、基本的な考え方としては、独立企業間価格で取引を引き直すということになっていますけれども、その中で特に注目をしておりますのが無形資産取引です。無形資産の取引は、最近、取引のボリューム自体も増えていますし、移転価格全体の中での数字は分からないのですが、相互協議のデータなどを見ても、処理事案の中に含まれる無形資産取引の案件が増えているという状況があります。

この無形資産の取引につきましては、そもそも権利の移転があったのかどうか分かりにくいですとか、外部に比較可能な取引を見いだそうとしても、なかなか同じような取引がないという難しい問題があります。また、どうしても取引当事者の有する情報に依存せざるを得ませんので、税務当局と納税者の間の情報の非対称性が存在するという問題もあります。

そういった点もありまして、20ページですが、BEPS行動計画8の中で、③にありますように、評価困難な無形資産につきましては、いわゆる所得相応性基準と言われていますが、取引時点で評価が困難であるということであれば、取引時点の価値と事後的に見た価値、これを比較してあまりに乖離が大きい場合には実際に生じた実現値に応じて独立企業間価格を改めて評価するという措置も考えるべきではないかということです。アメリカ、ドイツに加えてイギリスも最近導入していますので、諸外国の動向も踏まえながら日本の制度も考えていく必要があるのではないかと考えているところです。

次に22ページですが、利子控除制限ルールです。日本の制度で言いますと過大支払利子税制です。これにつきましてもEUで導入が義務付けられたということや、イギリスでもOECDの勧告に沿った措置が審議中であるという動きがあること、また、26ページ以降に記載されている義務的開示制度につきましても、欧州では、導入を義務付けることが議会で審議されているという動きがあると承知しています。

したがって、諸外国の動きですとか、こうした制度が企業活動に与える影響、また税務当局の実務上の要請を踏まえながら、引き続き検討を進めてまいりたいと思

っています。

以上です。

○中里会長

細田調整官、ありがとうございました。

それでは、この点に関して、御質問等ありましたらお願いします。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

今回の対応で非常に大きいのはPEのところだと思うのです。御説明のあった12ページですが、こういった形での租税回避的な行動をある種、PEの定義を改めることによって対応するというのはよく分かるのですが、よく言われる物理的なPEについてはこういうやり方があるのかなと思うのですけれども、無形的なPEの場合、例えば、データベースとか、よく言われますのは外国の法人などが日本人の顧客の情報を集め、それで商売している場合。ただし、それは情報、データベースですので、別に日本のどこかにサーバーがある訳でもない。こうしたとき、無形的な財産、データを含む無形的な財産を国内で活用して何らかの利益を上げている場合はどうするのですかというのは、多分課題として残っているのか、あるいはそれに対して何らかの対応があるなら教えていただきたいです。

むしろ質問ですけれども、所得相応性基準について、まさにこれも同じ無形資産取引ですが、具体的にどうやるのだろうかというのが、諸外国でやっているのはそれに従えばいいというだけなのかもしれないですが、どこかで割り切りでしょうねと言うしかならないと思うのです。必ずしも例えば、日本からパテントボックスがあるので、イギリスに移転した無形資産について、イギリスの子会社が大きな利益を上げたとしても、それは日本からのパテントだけに起因するとは言えなくて、イギリスの中で開発された技術も使っているかもしれないし、アメリカからの移転された無形資産も使っているかもしれないわけですから、その中で日本のコントリビューションをどこまで切り出せるのか。そこは割り切りですと言えばそうかもしれませんが、ただ、下手すれば二重課税になってしまいますから、どういう対応を考えていらっしゃるのかということについてお教えいただければと思います。

○中里会長

細田調整官、お願いします。

○細田主税局国際租税総合調整官

一つ目の点、無形的なPEの議論につきましては、確かにこれまでも色々と議論があったのですが、特に今は電子課税との関係での議論が大きいと思っています。したがって、説明で申し上げましたけれども、結論が出るかどうか分かりませんが、OECDの電子経済に関するタスクフォースにおいて、電子経済に対してどのように課税していくのか議論がなされています。そのような中で、こうしたPEの議論についてもなさ

れるのではないかと考えています。

二つ目の点、所得相応性基準についてですが、この無形資産がどのような形で帰属するのかという点については、BEPSの中でも議論になったところですが、資料の20ページをご覧ください。②のところですが、実際にどこに無形資産の収益が帰属するのかについてはもう少し厳密に考えていこう、この無形資産の開発等にしっかりと関連していることや、リスクと収益が適切に対応しているか、こういうようなものを見ながら配分をしていこう、ということを別途議論していますので、このような考え方と合わせて評価困難な無形資産の問題というのは考えていく必要があると思っています。

○中里会長

田近委員、お願いします。

○田近委員

技術的なことはともかくとして、BEPSの話をも長々やってきて、そして、今、細田調整官が御説明になったように、租税条約でみんなが合意できたら、それを各国に適用していこう。それぞれの国の合意が要りますけれども、そのアジェンダが11ページにあって、実はこの税調でも、このアジェンダに従って1つずつ潰してきている、やってきている、そういう流れです。

包括的な条約がBEPS防止措置実施条約ということで、ご覧になっていただくと、行動2というのがハイブリッド・ミスマッチで、借り入れなのか、資本なのか分からない。そういうときにどうしたらいいか、これに対応しました。昨年議論して、私はよくまとまったと思うのですがけれども、外国子会社合算税制、いわゆるCFC税制について議論してきた。あと、利子控除の話等々、まだ積み残しはあります。

今日のポイントは、行動7の人為的なPEの認定回避をどうするかということと、細田調整官が前倒しというか、前触れというか、続いて問題がありますよということで移転価格を話されました。PEについては、これももう論点がOECDのBEPSの報告書で指摘されていて、我々はそれに基づいて議論するというので、詳細は触れませんが、代理人PEをどう考えるか。次は倉庫で、大きな外国の会社が日本で倉庫を持っているときに、それは単に倉庫なのか、そこに伴う価値があるのかということで、この2つについては、今までのPEの範囲を広めて課税対象となるような取組みが可能なようにしようという提案をしているということで、大きなフレームワークの中で、我が国も対応しているという形です。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

先ほどの佐藤委員の所得相応性基準のところですがけれども、現在のところの基本的な考え方は、独立当事者間であれば、契約条項の中に対価の見直し等の条項が入っていたであろうというような状況で、そのような条項を外して、相手国でたくさん所得

が発生するような場合については、課税処分、移転価格税制の発動ができる方が良いのではないかとこのレベルで議論が進んでいます。つまり、独立当事者間基準という考え方で、議論が進んでいるということでも理解をしていただければいいのではないかと思います。

○中里会長

宮永特別委員、お願いします。

○宮永特別委員

これは私の長い間の経験というか、最近感じていることですが、外国の色々な企業の方たちと一緒に合弁会社をつくったりした時に、パテントもクロスライセンシングしたり色々なことをやっていくのですが、主に2つ、いわゆる価値が生ずるというときに、例えば、色々なIP (Intellectual Property) を足してお互いのものを寄せ集めて価値が増えていくような、つまり、プロフィットが増えるというような場合と、国際間で闘っているときに相手に少しでも勝つために、相手を動きにくくするためのバリアを張るように様々なパテントをいっぱい持っている場合があります。

向こうが商品を売りにくいというよりも、相手に負けたくない時、つまり、相手がそのままいくと寡占状態になる時には、パテント同士がお互いに、「ここは時代とともにある程度来たら、もうこれはクロスライセンシングしてお互いに認めることによって何とかしよう」と。この状況は、どちらかというパッシブなものなのですが、そういう割とお互いの競争、自分を守るためにやっていることでコストが下がることがあります。これはどちらかという生産国で。つまり、無理なパテント回避をしなくて良いから。コストが下がるようなものとかの無理な設計をしなくて簡単な設計にすればいいのです。逆に、そういうものを外して後から別のもと一緒に、例えば、どこかと競合するようなパテントとか、そういう特殊な知的所有権がバックグラウンドテクノロジーにはあるのですが、そういうものを持っている人たちと一緒に協力することによって回避します。つまり、その回避コストが減ってくることにより、生産コストが下がる場合は、生産しているところでの価値がさらに増えます。

回避コストをパートナーと一緒に、パートナーリングしなくてもできるようになると、パートナーリングしていたところのコストが減ります。逆に、国内では、この辺になるとやり方によって変わってきます。価値が増えていくというときに、もっと良いプラスの価値が増えて、それでより高く売れるでしょう。これは販売される国によって様々な利益が出てくるので、どちらかという価値の増えてきたものなどは、逆に源泉は生産国ですから、通常の消費される場所、買われるところでの、移転価格税制、通常の枠の中に入ると思います。一方、パッシブなものとか色々なものが出てきたときには、恐らくそういうものは生産国でのコスト低減によるその国の通常の利益として増えるので、これは課税が割と易しいと思います。

これから様々なクロスライセンシングとか、ある期間ごとの、それも今までの分を

まとめてとか、将来のパテントの相互使用料をある程度パッケージングしてこれで処理しましょうというような何種類かのことを今後我々が考えるとき、最近、そういうようなこともいろいろな企業間で考えるようになってきていますので、そういうときの課税の仕方であるとか償却の仕方というようなものが今後はBEPSの中でも、ある分野では出てくるのではないかという感じがしてきております。

○中里会長

課税を考える上で、知的財産の取引の実態をできるだけ詳細に調査しませんとなかなかうまくいきませんので、また引き続き御指導をよろしくお願いいたします。

他に何かございますでしょうか。

今日は、前半は経済社会の構造変化に対して税制としてどのように対応していくかという点について、税務手続の電子化を目指す観点からの議論を中心に行いました。また、後半においては、国際課税の現状について意見交換をさせていただきました。

次回においても引き続き、経済社会の構造変化に対して税制としてどのように対応していくかを議論したいと考えております。具体的には、冒頭に御紹介したこれまでの皆様からの御指摘のうち、個人所得課税について、所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から議論を進めていければと思っております。

従いまして、事務局においては次回総会に向けて、そうした議論に資するような資料をぜひよろしく御用意いただきたいと思います。また、それに加えて、外部有識者の方からICT化を踏まえた経済・社会の現状等についてヒアリングを行う機会を設けられればいいなとも思っております。

次回の具体的な開催の詳細につきましては、事務局から改めて皆様に御連絡いたします。

それでは、今日はこれで終了とします。ありがとうございました。